

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果																																																																																				
4 年 第 4 号	4.10.31	<p>令和5年度私立高等学校等経常費等助成に関する請願</p> <p>私立高等学校等は、教育の充実・向上を図り、時代の要請に対応した特色ある教育を実践し、次代を担う優れた人材の育成に努め、県民の期待に応えるよう総力を傾注してきた。</p> <p>しかし、少子化による生徒数の大幅な減少の影響等により、私立高等学校等の経営は、いよいよ重大な局面を迎えていると言わざるを得ない。</p> <p>つては、将来を担う生徒の教育の機会均等や学校選択の自由の実現が妨げられることの無いよう、新型コロナウイルス感染症対策等により、県財政の厳しい折とは思いますが、私立学校教育の振興を図るため、教育基本法及び私立学校振興助成法の趣旨を踏まえ、以下の要望事項について特段の高配をお願いする。</p> <p>[要望事項]</p> <p>1 経常費補助金について</p> <p>私立学校が時代や社会の進展に即した新しい教育を積極的に推進していくためには、これまで以上の経費を必要とするが、少子化に伴う生徒数の減少による納付金の減収により、私立高等学校等を取り巻く状況は厳しさを増している。私立学校経営の健全化と保護者の教育費負担の軽減を図るために、経常費補助金の確保について特段の配慮をお願いする。</p> <p>2 高等学校等授業料減免事業の拡充について</p> <p>本県においては、国の就学支援金の制度改正より令和2年度から年収590万円未満世帯を対象に、支給上限額が年額396,000円となり、授業料の実質無償化が図られたが、制度を改正しても、なお、公立高校の大半は無償であるのに対し、私立の保護者は依然として教育費を負担しているのが実態であり、公私間格差是正の観点から、家庭の状況に関わらず全ての意志ある高校生等が安心して私立学校で学べるよう、国制度に加えて、実質無償化対象世帯の更なる範囲拡大、多子世帯への所得要件</p>	<p>茨城県私学協会 会長 鈴木 康之 茨城県私立中学高等学校保護者会連合会 会長 村岡 博幸</p>	<p>海野 透 葉 梨衛 西 條 昌良 川 津 隆 石 井 邦一 白 田 信夫 中 村 修 水 柿 一俊</p>	<p>1 経常費補助金について</p> <p>(1) 現況</p> <p>経常費補助については、私立学校の教育条件の維持向上、経営の健全性の確保並びに父母負担の軽減を図るため、私立学校の経常的経費に対して補助を行っているところである。</p> <p>毎年度、国の財源措置（国庫補助金及び地方交付税）状況を勘案しながら、補助単価の充実に努めているところである。</p> <p>ア 生徒1人当たり補助単価 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>増減額</th> <th>伸び率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td>368,334</td> <td>373,415</td> <td>5,081</td> <td>1.38%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>337,153</td> <td>342,149</td> <td>4,996</td> <td>1.48%</td> </tr> <tr> <td>狭域通信制</td> <td>80,082</td> <td>80,082</td> <td>0</td> <td>0.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中等教育学校の後期課程は高等学校、前期課程は中学校と同額</p> <p>イ 当初予算額の推移 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td>7,665,380</td> <td>7,693,393</td> <td>7,796,906</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>1,356,238</td> <td>1,473,023</td> <td>1,446,949</td> </tr> <tr> <td>狭域通信制</td> <td>67,626</td> <td>71,434</td> <td>88,331</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高等学校には中等教育学校の後期分、中学校には中等教育学校の前期分を含む。</p> <p>(2) 近県の状況</p> <p>○経常費補助単価比較（令和4年度）</p> <p>ア 高等学校 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京</th> <th>千葉</th> <th>茨城</th> <th>群馬</th> <th>栃木</th> <th>神奈川</th> <th>埼玉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助単価</td> <td>408,439</td> <td>377,410</td> <td>373,415</td> <td>358,354</td> <td>350,000</td> <td>340,959</td> <td>316,195</td> </tr> <tr> <td>順位</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>30</td> <td>41</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 中学校 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京</th> <th>群馬</th> <th>茨城</th> <th>千葉</th> <th>栃木</th> <th>埼玉</th> <th>神奈川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助単価</td> <td>368,834</td> <td>342,533</td> <td>342,149</td> <td>342,149</td> <td>308,000</td> <td>254,129</td> <td>250,309</td> </tr> <tr> <td>順位</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>36</td> <td>42</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本私立中学高等学校連合会調査より</p>	区分	令和3年度	令和4年度	増減額	伸び率	高等学校	368,334	373,415	5,081	1.38%	中学校	337,153	342,149	4,996	1.48%	狭域通信制	80,082	80,082	0	0.00%	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	高等学校	7,665,380	7,693,393	7,796,906	中学校	1,356,238	1,473,023	1,446,949	狭域通信制	67,626	71,434	88,331		東京	千葉	茨城	群馬	栃木	神奈川	埼玉	補助単価	408,439	377,410	373,415	358,354	350,000	340,959	316,195	順位	2	6	11	24	30	41	45		東京	群馬	茨城	千葉	栃木	埼玉	神奈川	補助単価	368,834	342,533	342,149	342,149	308,000	254,129	250,309	順位	3	10	15	15	36	42	43
区分	令和3年度	令和4年度	増減額	伸び率																																																																																					
高等学校	368,334	373,415	5,081	1.38%																																																																																					
中学校	337,153	342,149	4,996	1.48%																																																																																					
狭域通信制	80,082	80,082	0	0.00%																																																																																					
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																																						
高等学校	7,665,380	7,693,393	7,796,906																																																																																						
中学校	1,356,238	1,473,023	1,446,949																																																																																						
狭域通信制	67,626	71,434	88,331																																																																																						
	東京	千葉	茨城	群馬	栃木	神奈川	埼玉																																																																																		
補助単価	408,439	377,410	373,415	358,354	350,000	340,959	316,195																																																																																		
順位	2	6	11	24	30	41	45																																																																																		
	東京	群馬	茨城	千葉	栃木	埼玉	神奈川																																																																																		
補助単価	368,834	342,533	342,149	342,149	308,000	254,129	250,309																																																																																		
順位	3	10	15	15	36	42	43																																																																																		

緩和、低所得世帯への一層の軽減等により、教育費負担の軽減化が図れるよう県事業の拡充をお願いする。

また、私立中学においては、県の授業料軽減事業として、令和4年度から保護者（家計急変世帯）向けの年収要件の拡充と中学校向け事業の補助上限額の拡充がなされた。今後も引き続き、私立中学に対しても、私立高校と一体的に教育費負担の軽減化が図られるようお願いする。

### 3 教職員研修に対する支援について

グローバル化への対応や社会を牽引するイノベーション創出を目指す教育のための学習指導要領の改訂等、国の急速な教育改革等に対応するためには、教職員研修はこれまで以上に重要であり、経常費補助金の特別加算分の項目に計上されているが、本県私立学校の実情などを勘案し、教職員研修に対する支援の拡充をお願いする。

### 4 新型コロナウイルスの影響に対する保護者支援について

本県においては、今回の新型コロナウイルスの影響によって、家計が急変した保護者世帯を対象に授業料軽減措置を行う学校法人に対し、補助事業として「授業料軽減事業」が制度化されているが、当該補助金等の早期給付や影響の長期化等に伴う保護者世帯に対する新たな支援制度の創設等をお願いする。

## 2 高等学校等授業料減免事業の拡充について (現況)

令和2年4月から、国の就学支援金制度が拡充され、年収約590万円未満世帯を対象とした授業料の実質無償化が実施されたことにより、県による上乗せ支援の対象としていた世帯に対しても国により授業料実質無償化が図られることとなったことから、本県独自の授業料に係る上乗せ支援は実施していない。

また、平成26年度から私立高等学校等奨学給付金事業を、平成29年度から入学金減免事業を実施しており、授業料以外の教育費についても負担軽減に努めている。

私立中学校等については、令和4年度から年収400万円未満の世帯に対する授業料支援の補助上限額を年額18万円から年額33万6000円に拡充するとともに、家計急変世帯への授業料支援における年収要件を250万円未満から400万円未満に拡充したところである。

### ア 全日制高校初年度納付金公私比較（令和4年度）

公立	私立	公私差
8,650 円	386,816 円	378,166 円

※年収約590万円未満世帯の例（就学支援金事業により、令和2年度から年収約590万円未満世帯の授業料は実質無償化。また、入学金軽減事業により48,000円を軽減）

### イ 就学支援金の支給状況（単位：人、千円）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象生徒数	28,723	32,436	35,738
支給額	5,213,030	6,135,228	7,244,236

※対象者数、支給額とも、専修学校（高等課程）等を含む。  
※令和2年度、令和3年度は実績、令和4年度は当初予算額。

### ウ 授業料減免事業の補助の状況（単位：人、千円）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象生徒数	1,933	1,822	2,750
うち中学校	59	53	113
支給額	146,340	133,484	232,692
うち中学校	10,535	9,417	34,305

※令和2年度、令和3年度は実績、令和4年度は当初予算額。

				<p>3 教職員研修に対する支援について (現況) 令和元年度から、指導力向上に資する教員研修を実施した場合等には、私立高等学校等経常費補助金により、各学校に対して支援を行っている。 今後とも、本県私立学校の実情等を勘案し、より効果的な支援を検討していく。</p> <p>4 新型コロナウイルスの影響に対する保護者支援について (現況) (1)家計急変世帯向け授業料軽減事業 解雇や経営状況の悪化、倒産、保護者の死亡、長期療養などの事情により家計が急変し、所得が減少した世帯に対して、授業料減免事業を実施している。 令和2年度から、就学支援金制度の拡充に伴い、補助上限額について7万6千円の引き上げを行った。</p> <p><b>【支給額】</b></p> <table border="1" data-bbox="1431 740 2018 871"> <thead> <tr> <th data-bbox="1431 740 1603 807">家計急変後の 年収の目安</th> <th data-bbox="1603 740 2018 807">補助上限額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1431 807 1603 871">590万円未満</td> <td data-bbox="1603 807 2018 871">R2～ 277,200円（うち1割学校負担） （変更前 201,200円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※就学支援金118,800円と合わせて、就学支援金の補助上限額である396,000円（全国平均授業料）となるよう設定</p> <p>(2)奨学のための給付金 授業料以外の教育費負担を軽減するため実施している奨学のための給付金について、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度から家計急変世帯を支給対象に追加し、早期給付に努めているところ。</p> <p><b>【支給額】</b> 52,100円～152,000円 ※世帯の収入状況等により支給額は異なる。 ※高等学校、中等教育学校後期課程、高等学校専攻科、専修学校高等課程等が対象。</p>	家計急変後の 年収の目安	補助上限額（年額）	590万円未満	R2～ 277,200円（うち1割学校負担） （変更前 201,200円）
家計急変後の 年収の目安	補助上限額（年額）							
590万円未満	R2～ 277,200円（うち1割学校負担） （変更前 201,200円）							

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果																		
4 年 第 6 号	4. 1 0. 3 1	<p>父母の教育費負担を軽減し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成に関する請願</p> <p>2020 年度、国は就学支援金制度を拡充し、年収 590 万円未満世帯に対し 39.6 万円の支援金制度とした。制度拡充によって学費の滞納や、経済的理由による退学者は全国的に大幅に減少した。多くの先進諸国が私立・公立の区別なく高校までは「学費が完全無償」となっている。国の就学支援金制度の前進面はあるものの、「学費の実質無償」にはまだまだ遠い状況にある。</p> <p>こうした国の立ち遅れた実態に対し、都道府県では国の制度を待たずに独自に支援制度を創設している。関東では国の支援金制度（年収によって 39.6 万円から 11.8 万円）に上乗せすることで、東京都は年収 910 万円未満世帯に 46.9 万円、神奈川県は年収によって 45.6 万円～19.3 万円、千葉県は 52.2 万円～24.1 万円、埼玉県は学費全額、59.6 万円～37.8 万円、群馬県は 39.6 万円～16.5 万円、910 万円以上世帯にも 2.3 万円の授業料補助を実現している。</p> <p>茨城県と栃木県は入学金補助制度（茨城県では 2017 年から 19.6 万円～9.8 万円、栃木県では 2020 年度から 7～3.5 万円）はあるものの、国の就学支援金制度への上乗せはない。春のはがき署名の中で「子どもたちが望んだ学校に進学できるようにしてください」「親が学費で苦しんでいるのが辛い」など多くの声が寄せられている。</p> <p>以上の立場から、下記の事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 学費の滞納や経済的理由による退学者を出さないように、国の就学支援金制度に上乗せする県独自の支援制度を作ること。</p> <p>2 私学への経常費助成を増額すること。とくに県単独補助金について、高校に対し増額するとともに、小・中学校に対しては創設すること。</p>	私学助成をすすめる茨城県連絡会議 代表 横須賀 健二 外8,226名	山中たい子 江尻加那	<p>1 学費の滞納や経済的理由による退学者を出さないように、国の就学支援金制度に上乗せする県独自の支援制度を作ること。 (現況)</p> <p>令和 2 年 4 月から、国の就学支援金制度が拡充され、年収約 590 万円未満世帯を対象とした授業料の実質無償化が実施されたことにより、県による上乗せ支援の対象としていた世帯に対しても国により授業料実質無償化が図られることとなったことから、本県独自の授業料に係る上乗せ支援は実施していない。</p> <p>また、平成 26 年度から私立高等学校等奨学給付金事業を、平成 29 年度から入学金減免事業を実施しており、授業料以外の教育費についても負担軽減に努めている。</p> <p>ア 全日制高校初年度納付金公私比較（令和 4 年度）</p> <table border="1" data-bbox="1429 687 2018 756"> <thead> <tr> <th>公立</th> <th>私立</th> <th>公私差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,650 円</td> <td>386,816 円</td> <td>378,166 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年収約 590 万円未満世帯の例（就学支援金事業により、令和 2 年度より年収約 590 万円未満世帯の授業料は実質無償化。また、入学金軽減事業により 48,000 円を軽減）</p> <p>イ 就学支援金の支給状況（単位：人、千円）</p> <table border="1" data-bbox="1429 919 2033 1018"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>28,723</td> <td>32,436</td> <td>35,738</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>5,213,030</td> <td>6,135,228</td> <td>7,244,236</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象者数、支給額とも、専修学校（高等課程）等を含む。 ※令和 2 年度、令和 3 年度は実績、令和 4 年度は当初予算額。</p> <p>2 私学への経常費助成を増額すること。とくに県単独補助金について、高校に対し増額するとともに、小・中学校に対しては創設すること。 (現況)</p> <p>経常費補助については、私立学校の教育条件の維持向上、経営の健全性の確保並びに父母負担の軽減を図るため、私立学校の経常的経費に対して補助を行っているところである。毎年度、国の財源措置（国庫補助金及び地方交付税）状況を勘案しながら、補助単価の充実に努めているところである。</p>	公立	私立	公私差	8,650 円	386,816 円	378,166 円		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	対象者数	28,723	32,436	35,738	支給額	5,213,030	6,135,228	7,244,236
公立	私立	公私差																					
8,650 円	386,816 円	378,166 円																					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																				
対象者数	28,723	32,436	35,738																				
支給額	5,213,030	6,135,228	7,244,236																				

3 高校の経常費の査定項目から「難関大学への進学」「医学部への進学」「全国大会への出場」など生徒の成績や実績を基にする項目を削除すること。

4 スクールバスや学生寮など、通学不便が理由で経済的負担が大きくなる生徒に対し、負担を軽減する制度を作ること。

ア 生徒1人当たり補助単価 (単位：円)

区分	令和3年度	令和4年度	増減額	伸び率
高等学校	368,334	373,415	5,081	1.38%
中学校	337,153	342,149	4,996	1.48%
小学校	335,589	340,566	4,977	1.48%

※中等教育学校の後期課程は高等学校、前期課程は中学校と同額

イ 当初予算額の推移 (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小・中・中等・高校	9,676,460	9,915,498	10,012,180

(近県の状況)

○高等学校補助単価比較 (令和4年度) (単位：円)

	東京	千葉	茨城	群馬	栃木	神奈川	埼玉
補助単価	408,439	377,410	373,415	358,354	350,000	340,959	316,195
順位	2	6	11	24	30	41	45

※日本私立中学高等学校連合会調査より

3 高校の経常費の査定項目から「難関大学への進学」「医学部への進学」「全国大会への出場」など生徒の成績や実績を基にする項目を削除すること。

(現況)

私立高等学校への経常費補助については、配分方法を令和元年度から見直し、生徒数や教職員数等に基づき算出した一般分と、各学校の教育の取組内容に応じて算出した特別分の合計額により配分している。

配分項目については、学校の様々な取組を評価できるよう、医師不足などの本県の政策課題や、ICTの進展などの社会変化、理科教育・国際教育の推進などの各学校の取組や意見を参考に設定している。

今後も学校の取り組み状況等を踏まえ、更なる特色ある教育を促進できるよう、随時見直しを図っていく。

4 スクールバスや学生寮など、通学不便が理由で経済的負担が大きくなる生徒に対し、負担を軽減する制度を作ること。

(現況)

スクールバスについては、高等学校等27校中18校が運行しており、4,998人の生徒が利用している。

学生寮については、同14校が設置しており、1,301人の生徒が利用している。

○ 私立高等学校等(※)のスクールバス運行状況及び学生寮設置状況(R4)

区 分	運行・設置学校数 (割合)	利用生徒数 (割合)
スクールバス	18校／27校 (66.7%)	4,998人／21,514人 (23.2%)
学生寮	14校／27校 (51.9%)	1,301人／21,514人 (6.0%)

※高等学校(全日制)24校、中等教育学校3校